

施策名	目標 7-4 環境保健に関する調査研究	担当部局名	環境保健部 企画課熱中症対策室		
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。	政策評価実施予定時期	令和 7年 8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。	政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和6年6月21日) において熱中症対策を記載				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合(%)	-	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	熱中症に対する危険性や、熱中症警戒アラート発表時には気を付ける必要があることを認識した上で、熱中症予防行動を取ることが重要。特に水分・塩分補給やエアコン利用の徹底などの予防行動につなげることが必須。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定するものとし、目標値設定に当たっては令和6年度から開始予定のアンケート結果を踏まえ精査していく。	
2 普及啓発の強化、改正気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度(改正法の全面施行)時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の増加割合(%)	-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化・改正気候変動適応法に基づく施策の実施等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。目標の達成状況の確認については、地方公共団体向けに「熱中症警戒アラート」等に関する意識調査を実施予定。	
3 熱中症による5年移動平均死亡者数(人)	1,295	令和4年度(概数)	650	R12年度	-	-	1,200	1,100	1,000	900	-	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死亡者数(5年移動平均死亡者数)について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。	
					-	-	1,308	-	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 熱中症対策推進事業 (平成24年度)	1, 2, 3	005680	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-
評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)												
		(判断根拠)												
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等													
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】												
	学識経験を有する者 の知見の活用						SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】						
	政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報													